

伊丹市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、伊丹市立図書館雑誌スポンサー制度(以下「雑誌スポンサー制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 伊丹市立図書館(以下「図書館」という。)に配架する雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供することにより、民間事業者等の事業活動を促進するとともに、図書館資料の充実により図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 広告を表示する者(以下「雑誌スポンサー」という。)が購入代金を負担する雑誌の最新号のカバーに広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する。

(雑誌スポンサー及び広告の範囲)

第4条 雑誌スポンサーは、「伊丹市広告掲載要項」に基づき、国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及びこれに類するもの、企業・事業者等を対象とする。但し、個人を対象としない。市内に本社を有するもの、次に市外に本社を有し、市内に支店・営業所を有する者を優先するよう配慮する。

2 広告の範囲は、市の品位、公共性及び公益性を妨げず、社会的信頼性を損なうおそれのないものとし、「伊丹市広告掲載要項」第5条の規定、「伊丹市広告掲載基準」の規定に準じる。

(広告掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は原則として1年間(4月1日～翌年3月31日)とする。年度の途中からは、図書館が掲出を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、翌年度も継続する場合は覚書(様式2)を、年度末をもって解約する場合は雑誌スポンサー解約申請書(様式3)を図書館へ提出するものとする。

2 雑誌スポンサーからの年度途中での取りやめは認めない。

(雑誌スポンサーの申込)

第6条 雑誌スポンサーの募集は、図書館が別に定める。

(雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査)

第7条 雑誌スポンサーは、「伊丹市広告掲載要項」等に基づき、図書館が選定するとともに、広告ごとに具体的な広告内容を判断し、その上で修正・削除等が必要な場合は、雑誌スポン

ンサーに依頼することができる。

2 雑誌スポンサーは、掲載しようとする広告内容について、あらかじめ図書館と協議する。

3 雑誌スポンサーは、正当な理由がない場合は、図書館が指示する広告内容の修正・削除等に応じなければならない。

(広告掲載の責務)

第8条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負う。

附則

この要項は、平成27年3月1日から施行する。

附則

この要項は、平成28年1月7日から施行する。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。